

令和5年 第6回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年7月20日(木) 15時00分 から 16時50分

2. 開催場所 東神楽町役場仮庁舎内相談室

3. 出席委員 12名

会長	12番	島田 謹介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 仮議席の指定について

第2 会議録署名委員の指名について

第3 選挙第1号 農業委員会会長の互選について

第4 選挙第2号 農業委員会会長職務代理者の互選について

第5 議席の決定について

第6 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第7 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第8 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第10 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第11 議案第4号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第12 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第13 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

事務局長	<p>全員がお揃いになりましたので、ただいまから令和5年第6回通算第734回東神楽町農業委員会総会を開催いたします。今回は、委員任命後初の総会でございますので農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、町長がこの総会を招集しております。山本町長からご挨拶をいただきます。</p>
------	---

あいさつ

山本町長	<p>本日は、任期はじまって第1回目となる総会にお集まりいただきありがとうございます。本日から新しい任期の3年間が始まった訳ですが、やはりこの農地情勢大きく変わろうとしているところで、私どもの町においても国営緊急再編整備事業がありまして、換地も含めまして今までにないような事業も出てきております。そのような中、農業委員の皆さまには大変な重責を担ってもらうこととなりますが、農地をしっかりと守り次の世代へ繋いでいくためにもご協力をいただければというように思っております。また、私どもといたしましても執行機関として、別機関ではございますけれど一緒になって農業振興のために頑張っていきたいと思っております。引き続き、私どもも含めてご協力願います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
------	---

事務局長	<p>本日は、任命後初の総会であります。顔見知りの方ばかりだとは思いますが、協議事項に先立ちましてここで委員の皆さまから自己紹介をいただきたいと思っております。まず、栗本委員より順々に進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
栗本委員	<p>3期目になります。最年長の栗本でございます。農地情勢が、国営などで難しくなっております。さらに、皆さま方と一緒に勉強して参りたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
	(拍手)
島田委員	<p>5期目に入りました島田でございます。東聖地区からの推薦であがってきています。町長の話しにもあったとおり、これから農業事情もまだまだ厳しくなっていくと思っております。皆さまと協力しながら頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。</p>
	(拍手)
前田委員	<p>3期目になりました前田でございます。東神楽農協からの推薦をもって選任されておりますので、また皆さまとご協議をしていく中で色々とおあるかと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。</p>
	(拍手)
伴野委員	<p>忠栄下地区より推薦をいただきました伴野と申します。島田委員と同じ、今回5期目ということになりますけれども、毎回気持ちを新たにそういった風に考えております。どうかよろしく願いいたします。</p>
	(拍手)
北山委員	<p>改良区推薦、1期目北山であります。ただ、改良区の任期とこちらの任期が違うもので任期途中で変わることがあるというのが1点と、あと改良区の方で上川中部の合併話があがっており、目標が令和7年ということで組織自体がなくなる可能性もあります。そのあたりのご理解をお願いいたします。</p>
	(拍手)

藤田委員	2期目でございます。藤田です。志比内地区からの推薦で出ております。農業情勢、どんどん変わって行って日々勉強でございます。また色々と相談に乗ってもらふことあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。
	(拍手)
伊藤委員	東神楽聖台地区の担当で、3期目の伊藤です。また新たなことが出てくると思いますので、皆さんで協議のほうよろしくお願ひします。
	(拍手)
伴野(竜)委員	稲荷地区の伴野です。畑作をメインにやっております。農業委員の仕事は、全然分かりませんが、少しでも地域のために頑張っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
	(拍手)
安藤委員	3期目になります。中央地区の安藤です。また、皆さんと一緒に一生懸命頑張っていきたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。
	(拍手)
野々瀬委員	中央7、8、9を担当させていただきます野々瀬と申します。2期目となっております。農業情勢が本当に厳しくて、資材も高騰、肥料も高騰で、中身だけがどんどん減っていく中、農業が本当に大変な時代になっていて、ある意味農業委員できるのかといった大変な情勢なのですが、これからの東神楽を守っていくのも農業委員だと思ひますので、ここにいらっしゃる皆さんと力を合わせて頑張っていけたらと思ひますので、何卒よろしくお願いいたします。
	(拍手)
蒔田委員	忠栄3区、4区から来ました蒔田です。私も2期目になりますが、1期目のときには皆さんに色々ご協力いただきながら、覚えることが精いっぱいという感じでやってきました。ここに来て、気を引き締め直しまして、もっと一段と勉強をしなければならぬと感じているところであります。今後とも皆さまにご協力いただきながら、東神楽の農業を活発にできるよう努力していきたいと思ひますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。
	(拍手)
西村委員	中央市街地の西村です。1年目になります。農業委員会がどうしているのか、まだ全然分かりませんがこれから勉強していきたいと思ひます。これからよろしくお願いいたします。
	(拍手)
事務局長	私は事務局長の熊谷と申します。皆さまにご協力いただきながら、農地行政進めて参りたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。
	(拍手)
宮原係長	農業委員会事務局宮原です。皆さん、農業委員さんでいうところの1期目の最後の年が終わる3期目でございます。また皆さんの協力を得ながら頑張っていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。
	(拍手)
武田主事	同じく事務局の武田と申します。これから皆さんと様々な問題について一緒に頑張る仕事していきたいなど、皆さんを精いっぱいサポートしていきたいなど思ひますのでよろしくお願いいたします。

	(拍手)
事務局長	<p>事務局体制は、こちらの職員3名となっております。皆さんが仕事をし易いように全力でサポートしていきたいと思っております。今後ともよろしくご指導の方、よろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って総会のほう進めて参ります。はじめに表紙の裏側になります。東神楽町農業委員会憲章を朗読しますのでご起立願います。初めての総会でありますので、憲章の全てを朗読いたします。私が一項目めを朗読しますので、二つ目から最後まで皆さん朗読願います。東神楽町農業委員会憲章。農業委員会は、わが東神楽町の農業及び農業者のために相互の協和による成果と恵沢を確保すべきを深く自覚し、ここにこの憲章を掲げこの達成に努めることを決意した。一つ、農業委員会は、農業・農業者の代表として誇りと責任のある行動に努めます。一つ、農業委員会は、農用地の確保と有効利用を進め法令に基づく適正な農地行政に努めます。一つ、農業委員会は、花と緑の我が郷土に、夢と希望のもてる生産性の高い農業の育成に努めます。一つ、農業委員会は、豊かで活力ある農業・農村を築くため、担い手の育成と後進者の確保に努めます。一つ、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え、新時代をひらく農政活動に努めます。ご着席ください。本総会は任命後、最初の総会であります。会長が互選されるまでの間、東神楽町農業委員会会議規則第9条の規定によりまして、年長の委員がその職務を務めることとなっております。本日の出席委員中、栗本豊美委員が最年長でありますのでご紹介いたします。栗本委員、臨時議長席にお着きください。</p>
栗本委員	<p>ただいまご紹介をいただきました栗本でございます。東神楽町農業委員会会議規則第9条の規定により、最年長の故を持ちまして臨時議長の職務を務めさせていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。</p>

仮議席の指定について

栗本委員	<p>日程第1仮議席の指定について、仮議席は只今ご着席の席を指定いたします。</p>
------	--

会議録署名委員の指名について

栗本委員	<p>日程第2会議録署名委員の指名について、会議録署名委員は会会議規則第18条第2項の規定により前田哲也委員、北山秀雄委員の両名を指名いたします。</p>
------	---

農業委員会会長の互選について

栗本委員	<p>日程第3選挙第1号農業委員会会長の互選について議題といたします。事務局から議題の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>はい。議案書4ページになります。選挙第1号農業委員会会長の互選について、農業委員会等に関する法律第5条第2項及び東神楽町農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、東神楽町農業委員会会長の互選を行われたい。この法律の規定につきましては、法律第5条第2項に定められていることは、会長は委員が互選したのものをもって充てること。そして、会議規則第6条第1項には、その互選の方法が定められておまして2つの方法があるとされております。一つは、会長を投票によって決める方法。二つめは、会長を指名推薦して決め全員の同意によって決定する方法。この2つの方法があるとされておりますので、補足させていただきます。</p>
栗本委員	<p>お計りいたします。互選の方法は、投票又は推薦のいずれかの方法にいたしましょうか。</p>

	(野々瀬委員挙手)
栗本委員	はい。野々瀬委員。
野々瀬委員	3年前の前回と同様、指名推薦による方法が良いかと思います。
栗本委員	ただいま、指名推薦によるのご意見がございましたが、ほかにごございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
栗本委員	ただいまのご意見に賛成をいただきましたので、委員による指名推薦とさせていただきます。それでは指名の方法はどういたしましょうか。
	(野々瀬委員挙手)
栗本委員	はい。野々瀬委員。
野々瀬委員	選考委員を選出し、選考委員会で決めていただき、推薦するのが良いかと思います。
栗本委員	ほかにごございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
栗本委員	それでは、選考委員会を開催したいと思います。選考委員会で協議する委員の指名は、事務局一任でよろしいですか。
各委員	(はいとの声)
栗本委員	それでは、事務局指名をお願いします。
事務局長	はい。それでは指名いたします。前田哲也委員、藤田尚広委員、伊藤伸也委員の3名にお願いいたします。尚、選考委員会は別室で行いますので3名の委員は私と一緒に移動願います。選考委員会の間、暫くお待ちいただければと思います。
栗本委員	それでは、暫時休憩にいたします。
	(休憩)
栗本委員	それでは、再開いたします。選考委員会の協議結果を報告願います。
前田委員	それでは、選考委員を代表しまして、私の方から発表させていただきます。十分、熟知・協議をいたしまして、経験の長さ、また見識の高さを考慮して前会長をしっかりとサポートをした島田委員に会長をお願いしたいという結果になりましたので、皆さんどうぞよろしくお願いたします。
栗本委員	ただいま、選考委員のほうから島田謹介さんを会長に指名推薦する旨の報告がありました。これにご異議ありますか。
各委員	(異議なしとの声)
栗本委員	それでは、島田謹介さんを会長に決定いたします。島田謹介さん、あなたが会長に互選されましたのでご承諾とご挨拶をお願いいたします。
島田会長	はい。改めまして、皆さんこんにちは。ただいま、選考委員のかたから指名をいただきまして、また皆さまからの承認もいただきまして農業委員会会長を引き受けることとなりました。農業情勢が非常に苦しい中ではありますが、この1期3年間で頑張って、職務を全うさせていただき、適正な農業行政を進めていきますので、どうぞ皆さんのご協力をこの場をお借りしましてお願い

	いたします。簡単ですけれども挨拶に代えさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。
各委員	(拍手)
栗本委員	それでは、臨時議長の大きなつとめの1つであります会長互選がただいま終了いたしました。これも委員各位のご協力の賜物であります。ご協力ありがとうございます。臨時議長退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
各委員	(拍手)
事務局長	それでは島田会長、会長席にお着きください。

農業委員会会長職務代理者の互選について

会長	それでは進行させていただきます。日程第4選挙第2号農業委員会会長職務代理者の互選について議題といたします。事務局から議案の説明を求めます。
事務局長	はい。議案書5ページになります。選挙第2号農業委員会会長職務代理者の互選について、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び東神楽町農業委員会会議規則第8条第2項の規定に基づき、東神楽町農業委員会会長職務代理者の互選を行われたい。法令の規定につきまして補足させていただきます。法律の第5条第5項に定められていることは、会長が欠けたとき、または事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代理するとされておりまして、会議規則では会長代理者はあらかじめ互選しておくことができるとされておりまして、以上、補足させていただきます。
会長	はい。ありがとうございました。それではお計りいたします。会長職務代理者の互選方法についてですが、投票又は指名推薦でありますけれど、こちらはどのようにしたらよろしいでしょうか。
	(蒔田委員挙手)
会長	はい。蒔田委員。
蒔田委員	島田会長がですね。これから3年間、会を率いていくことにあたりまして、補佐役として人選は会長に一任して、会長による指名推薦がよろしいかと思えます。
会長	はい。ありがとうございます。いま、蒔田委員の方から会長による指名推薦とのことでしたが、皆さまいかがでしょうか。
各委員	(異議なしとの声)
会長	ありがとうございます。それでは、私の方から指名推薦させていただきます。私と同期に入られて、今回5期目という長きに渡り共に農業委員を務め、経験・見識も豊かである伴野善清委員を会長職務代理ということで指名させていただきたいと思えます。皆さま、いかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	それでは皆さん、拍手を持って承認をお願いいたします。
各委員	(拍手)
会長	それでは、ここで新たに代理となりました伴野善清委員よりひと言いただきたいと思えます。

伴野代理	ただいま、農業委員会会長職務代理ということで会長の推薦、そして皆さま方のご承認をいただいたということで、大変プレッシャーは感じておりますが、もとよりそういった器ではございませんけれど、委員の皆さまのご協力・ご指導をいただき、私個人、微力ではありますが会長を助け、農業委員会の業務にあたりまして精一杯頑張っていきたいと思っております。どうぞ皆さん、よろしくお願いたします。
各委員	(拍手)
会長	ありがとうございました。

議席の決定について

会長	続きまして日程第5議席の決定について議題といたします。議題につきましては、会議規則第12条第1項の規定により抽選によるものとなっておりますが、会長の席を12番とし、代理の席を1番とします。あと残りの席を抽選とさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしとの声)
会長	それでは、議席決定の抽選をするのでよろしくお願いたします。町長は、公務のためここで退席とさせていただきます。
	(抽選)
事務局長	議席の番号確認をさせていただきます。1番伴野代理、2番安藤委員、3番蒔田委員、4番野々瀬委員、5番栗本委員、6番伴野竜太委員、7番北山委員、8番前田委員、9番伊藤委員、10番西村委員、11番藤田委員となっております。
会長	ただいま、事務局より議席決定の報告がありましたこの席を覚えておいてください。これから3年間。この席変わりませんのでよろしくお願いたします。
会長	ここで休憩に入る前に、委員の互助会幹事長、部会の配分、担当地区の配分ということで決めたいと思っております。こちらについては、会長一任としてよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	会長及び代理、事務局の方で案を作りますので、10分程度休憩といたします。よろしくお願いたします。
	(休憩)
会長	それでは再開いたします。机上に配布しましたプリントをご覧ください。事務局より発表させていただきます。
事務局長	皆さんに3枚の紙をお配りしました。1枚目が農業委員会担当地区案。2枚目が農業委員会委員役職並びに各種委員名簿(案)、3枚目が農業委員会関係名簿になります。まず、担当地区案につきまして内容を説明させていただきます。島田会長の担当地区が、東聖1区・4区・5区・6区・ひじり野地区でございます。伊藤委員の担当地区は、東聖7区・8区・9区・10区・中央12区・13区でございます。西村委員と栗本委員の担当地区が、中央1-1区・1-2区・2区・3区・5区でございます。安藤委員の担当地区、中央4区・6-1区・6-2区・10区・市街地地区。野々瀬委員の担当、中央7区・8区・9区。伴野代理の担当地区が、忠栄1-1区・

	1－2区・2区です。蒔田委員と北山委員の担当が、忠栄3区・4区。伴野委員と前田委員の担当地区が、中央11区・稲荷地区・八千代地区。藤田委員の担当地区が志比内地区ということでございます。
会長	ただいま事務局から説明がありましたが、こちらについて多少の補足をさせていただきます。基本的には地区推薦であがってきたところを地区持ちしていただきます。今回、多少変わったところがございますけど、まず3番の中央下地区になりますが、西村さんが新人というところで今回3期目となります栗本委員にサポートしていただきたいというところに入っていました。それと7番目の蒔田委員のところへ北山委員、入っていただきました。今、国営工事が進んでいる忠栄地区ですけれども、皆さんご存知のとおり北山さんは土地改良区の推薦ということで、そういった立場がからもご意見をいただきたくこちらに入れさせていただきました。前田さんにおかれましては8番目の伴野竜太さんのところへついていただきました。これは、伴野さん今回1期目ということで、もう3期になりましたJA推薦の前田委員にJAの意見もいただきながらサポートという形で、こういった案にさせていただきましたが、これに関して皆さんから異議異論ないでしょうか。
前田委員	いま、抱えている案件があるのですが、こちらは最後まで取り組んで良いでしょうか。
会長	その件については、私も承知していますので、大変申し訳ないんですが、その案件については対応していただければと思います。また、野々瀬委員のところも引き続きサポートいただければとも思っています。一応、形ですね。どこに入っていたとしてもというのは変ですが、ご意見いただければと思います。
伊藤委員	ご自身の地区でないのが、北山さんが志比内地区でなく蒔田委員のサポート、前田委員が伴野委員のサポートとなっていますが、ご自身の地区案件が出た場合は対応いただくということで構わないのですよね。
会長	もちろん地区を知っているということもあります。そのあたりは、臨機応変に対応いただければと思っています。
伊藤委員	それぞれの地区で案件が発生した場合は、イレギュラーに対応していただくということで良いですね。栗本委員のところなんかは、新人の西村委員です。そのような地区、案件なんかでもまわりの委員が助けるということによろしいですか。
会長	僕なんか東聖ですし、伊藤委員も聖台地区。隣りが西村委員の担当する地区でもあります。そんなことで、それぞれが隣接している地域がありますので、担当委員よりも知っていることがあるかと思います。そこは臨機応変な対応で、委員皆さんで協力しながら円滑に物事を進められればと、それはそれで良いと思います。一応、案が基本ですがそんなに堅苦しくなく、困ったときには助け合うということを基準にしてやっていただければ良いかと思うのでよろしくお願いいたします。
栗本委員	先ほどもお話しありましたが、新人さんと私で同じ地区を担当ということでとても不安なんですけど・・・。
会長	大丈夫。大丈夫。まわりがいますから。隣りには安藤委員もいますし私もいますから、負担にならないようにしますし、分からないことがあったら相談して下さい。
栗本委員	すみません。よろしくお願いいたします。

会長	それでは、次の件に移ります。
事務局長	それでは、2枚目農業委員会委員役職並びに各種委員名簿（案）について説明させていただきます。会長に島田会長、伴野代理ですね。農地部会に伊藤委員を部会長として、前田委員・蒔田委員・西村委員・安藤委員、あと会長・代理ということであります。農振部会については、野々瀬委員を部会長としまして、栗本委員・伴野委員・北山委員・藤田委員、会長・代理でございます。幹事長には安藤でございます。北海道農業会議第1号議員から旭東地区国営事業推進協議会まで会長が兼務となっていて、米麦改良協会理事は、農振部会長が兼務となっています。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。こちらについて、何かご意見・ご質問等ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは、この件については決定とさせていただきます。続きまして3枚目になります。
事務局長	こちらですが、皆さんと事務局も含めた連絡先一覧となります。個人情報も載っておりますので取り扱いにはご注意ください。
会長	はい。ありがとうございました。日程第5終了とさせていただきます。

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第6報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。
宮原係長	はい。報告第1号。令和5年6月29日以降における農業委員会の概況について報告いたします。7月3日、壘田碑記念式典に任期満了により退任されました前小足会長・新島田会長に出席いただいております。7月10日、あっせん委員会を開催。前小足会長、新島田会長、新伴野代理、蒔田委員、任期満了に伴い退任されました前岸本委員が出席しております。同日、前小足会長、新島田会長、新伴野代理、蒔田委員、前岸本委員、藤田委員、立ち合いのもと3条申請及び現況証明願に係る現地確認を行っております。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。報告にかえさせていただきます。

【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	続きまして日程第7報告第2号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。
宮原係長	はい。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。7ページご覧ください。今回は、2件あがってきております。2法人とも昨年度とは大きな変更はございません。それぞれ、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件等、報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です
会長	はい。ありがとうございました。続きまして次のページになります。

【報告】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	続きまして日程第8議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。今回、初めての方もいますので簡単に説明させていただきます。こちら農地法第18条第6項の規定というのは、農地の賃貸の解約内容となっています。当事者同士で法に基づいた農地の貸借契約を結ばれたものに対して、双方の合意による農業委員会の通知をもって農業委員会で決定したのものに関しては、合意解約としてその賃貸を解約できるとされています。今回1件ございます。番号4番。所在宇東神楽。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか6筆。総面積130,758㎡。貸主は〇〇さん。借主は〇〇さん。解約成立日につきましては、令和5年7月1日。土地の引渡日については、7月19日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由といたしましては、売買のため解約したいということとなっております。当初契約期間、平成29年4月27日から令和9年4月26日までの強化法による賃貸の解約をするものとなっております。こちら後に出てきますが、〇〇さんの農地のあっせん売買に係り公社買入となりますので、賃貸契約を解約するものです。以上です。
会長	はい。ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約といたします。

【議案】農地法第3条の規定による許可申請について

会長	続きまして日程第9議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。
会長	1番ですが、会議規則第15条の規定により藤田委員の退席を求めます。
武田主事	はい。それでは農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。こちら第3条と申しますのは、農地の所有権移転及び賃貸借等の利用権設定をするうえでの許可申請となっております。農地を売買、賃貸する際には、この農地法3条の許可を受けるか後ほど出てきます農業経営強化基盤法による賃貸契約、売買をしていく必要があります。農地の賃貸、売買に関しては、どちらかの法律に基づいて行うことになっています。詳しい説明については、のちほど総会が終わり次第、時間がありましたら説明させていただこうと思っております。今月2件あがってきております。番号3番です。所有権移転（贈与）となりまして、譲渡人が〇〇さん。譲受人が〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が1,471㎡。借主の経営状況につきましては257,931㎡を耕作しておりまして、労力総数が4名。対価は無償。申請理由といたしましては面積が小さく不整形な畑を長らく管理してくれていた方に無償で譲渡したいということとなっております。こちらも後ほど出てきます〇〇の公社売渡の案件に係り、〇〇さんの田は5年前に公社を通じ〇〇が購入。5年前の公社には含まれなかった畑を、今回公社売渡のタイミングで贈与を受けるようなかたちです。現在、〇〇さんと〇〇さんの間では使用貸借というかたちで当該農地は管理されていると聞いています。以上です。
会長	はい。担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。ただいま、事務局から説明のあったとおりでございます。あと補足させていただきます

	と、〇〇さんもこの5年間、無償で貸されておりまして、本人もここまで管理していただいていたということで、無償で取引されたいと言われておりますので、手続きを進めてきました。特段、問題ないかと思いますが慎重審議のほうよろしく願いいたします。
会長	はい。ただいま担当委員からの説明が終わりました。これに関して皆さんから何かございますか。
伊藤委員	たぶん中々ない案件ではあるかと思うんですけども、今まで無償賃貸。無償で譲渡と、何でという思いがあります。農地を守るにあたって、こういう状態が他でも出るきっかけにはならないかと、いかがなものかなどの思いもあります。本来であれば解約の際に、畑も含めてというのが筋だったのかという思いはあるんですけども、やはり一般的ではないという認識はしておきたいと思います。
会長	こちらについて、事務局のほうから補足説明願います。
武田主事	今回、無償の譲渡という形になっているんですけども、確かに伊藤委員が言うとおりの中々ない案件ではあるかと思うんですけども、あくまで〇〇さんのご好意ということで聞いております。元々、公社の案件に含められていなかったことについては、当時担当委員であった〇〇さんによると、価格があっせんし満たないと、農振も入っていなかったというところで公社案件には含められなかったと聞いております。そのようなことで承知いただければと思います。
会長	はい。よろしいですか。ほかに何かございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。続きまして番号4番。
武田主事	番号4番です。所有権移転となりまして、譲渡人が〇〇さん。譲受人が〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」。面積が12,403㎡。借主の経営状況については1,806.813.56㎡を耕作しておりまして、労力総数が4名。対価は1,000,000円となっております。申請理由といたしましては、当該農地処分のため、譲受人に売却したいということになっております。〇〇さんの農地に関しては、公社に買い入れするようにお話ししましたが、当該農地は農振農用地区域外にある農地でありまして、あっせんを含められず3条での取引と聞いております。以上です。
会長	はい。ありがとうございます。担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。ただいま事務局でお話しいただいたとおりでございますが、重複する部分もありますが、私からも説明いたします。今回お話しにあがりまして〇〇さんの農地ですが、〇〇さんとの並びの一部となります。農地の図面を見ていただくと分かると思いますが、農地として不適地、一部木々が含まれていていまして農振からも外れております。今回3条で取引を進めるということで、元々〇〇さんに賃貸しておりまして今回についても問題ないかと思っております。価格の方は、反当あたり20,000円減の80,000円となりました。特に問題ない案件かと思いますが、慎重審議よろしく願いいたします。
会長	はい。担当委員からの説明終わりましたが、この件に関しまして皆さんから何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	続きまして日程第10議案第3号、旧農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明願います。まずこれ、旧から説明して。
武田主事	はい。それでは説明いたしますが、こちら先ほどもお話したとおり3条とは別に、農地の賃貸・売買をする法律となっています。こちらについては、あくまで農業委員会が間に入って売買及び賃貸を進める形となっていて、契約書を作りハンコを押しもらい結果を農業委員会のほうで審議しまして決定なされたのちに東神楽町長名で公告、売買契約、賃貸契約が成立するものとなっております。タイトルに旧と入っているんですが、この説明はややこしくなるのでのちほどさせていただきます。今回は、所有権移転が9件となっています。32番。所有権移転を受ける者、北海道農業公社。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか6筆。総面積が130,758㎡。売買となっていて所有権移転日本日。対価の支払い期限については9月14日までとなっています。売買価格につきましては、13,080,000円。反当価格は100,000円となっています。公社案件の農地保有合理化事業案件となっています。
会長	はい。担当、蒔田委員。
蒔田委員	はい。ただいま事務局の説明があったとおりでございますが、〇〇さんにおかれましては2年前に公社案件がありました。今回2回目の公社案件となります。先ほど4番でお話した細かいところ。これを整理する形で全ての土地の整理がつくという形になります。特段ないかと思いますが慎重審議お願いいたします。
会長	はい。担当委員からの説明終わりましたが、この件に関しまして皆さんから何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして番号33。
武田主事	33番。所有権移転を受ける者、〇〇さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が23,223㎡。売買となっていて所有権移転日は本日。対価の支払い期限は令和5年11月28日まで。売買価格については、10,700,000円。反当価格490,000円となっております。こちら農地保有合理化事業に係る公社売渡の案件となっております。前所有者〇〇さんの土地の賃貸10年が終了したことにより公社から買取するといったものです。以上です。
会長	はい。担当、私です。こちら10年前、平成25年にそれまで賃貸をされていた〇〇さんが公社買取りをする訳なんですけど、こちらはあっせん不成立となり公社に繋がったものです。価格ですが、当時東聖地区の価格、反当500,000円となっていました。地番図の7ページ。今回は、〇〇-〇〇なんですけれども。〇〇-〇〇は、反当500,000円でありましたが、この〇〇-〇〇は石が多かったとりと若干条件が悪かったので490,000円ということで双方お話しさせていただいております。特に問題ないかと思っておりますけれども、慎重審議よろしく願いいたします。担当委員の説明終わりましたけれど、この件に関しまして皆さんから何かございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。

会長	続きますして34番ですが、会議規則15条の規定により〇〇の退席を求めます。
会長	(〇〇退席) それでは事務局お願いいたします。
武田主事	34番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか5筆。総面積が35,339㎡。売買となっておりまして、所有権移転日は本日。対価の支払い期限が12月19日までとなっております。売買価格については14,180,000円。反当価格は田で450,000円、畑で220,000円となっております。こちらも農地保有合理化事業に係る公社売渡の案件となっております。前所有者〇〇さんの土地の賃貸5年が終了したことにより公社から買取するといったものです。以上です。
会長	担当、前田委員。
前田委員	それでは私の方から補足させていただきます。先ほど事務局の方から説明のあったとおり、平成30年の12月に〇〇さんから公社への売買が成立しまして、田で450,000円、畑で220,000円。平成31年の2月から〇〇さんと公社間で5年間の賃貸契約を結んだもので、今回賃貸が終了し〇〇さんの方へ譲渡をする案件であります。〇〇さんは、委員として頑張っておられますので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	はい。担当委員からの説明終わりましたが、この件に関しまして皆さんから何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きますして35番。
武田主事	35番。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか5筆。総面積が54,786㎡。売買となっておりまして所有権移転日本日。対価の支払い期限は12月19日までです。売買価格が、19,030,000円。反当価格は地番図の9ページをご覧ください。408-8が400,000円、408-3、4、27、28が380,000円、497-35が180,000円となっております。こちらも農地保有合理化事業に係る公社売渡の案件となっております。前所有者〇〇さんとなっております。以上です。
会長	担当、前田委員。
前田委員	先ほどの説明のとおりなんでございますけれど、平成30年の12月に〇〇さんから公社への売買が成立。価格は、400,000円、380,000円、180,000円。〇〇と公社の賃貸契約を5年間結んでおりますが、今年で賃貸契約が終わりますので〇〇への売買をする案件であります。〇〇ですが、皆さんご承知かと思いますが〇〇として3人兄弟でしっかりと経営をされております。何ら問題ないかと思えます。皆さんの慎重審議のほどよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	はい。担当委員からの説明終わりましたが、この件に関しまして皆さんから何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	決定いたします。
会長	続きますして36番。
武田主事	36番。所有権移転を受ける者〇〇。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか10筆。総面積が69,718㎡。売買となっておりまして、所有権移転日は本日。対価の支払い期限については令和6年2月26日までとなっております。売買

	価格については、13,380,000円。妥当価格は地番図の10ページをご覧ください。○○、○○、○○、○○が250,000円、○○-○○、○○、○○が200,000円、○○-○○が180,000円、畑が150,000円となっております。こちらも農地保有合理化事業に係る公社売渡の案件となっております。前所有者○○さんの土地の賃貸5年契約となっております。以上です
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	事務局より説明があったとおりでございますが、○○さんにおかれましては最近よく名前のあがってきている○○であります。野菜を中心にやっている感じだったんですが、水田も20町ほど作ってまして、現在は桂さんという方が担当でされているんですが、一生懸命されています。私も忠実として期待しています。特段問題ないかと思いますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	はい。担当委員からの説明終わりましたが、この件に関しまして皆さんから何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして37番。
武田主事	37番です。所有権移転を受ける者○○さん。所有権移転をする者、北海道農業公社。所在○○。地番○○-○○。現況地目「畑」ほか4筆。総面積が38,871㎡。売買となっていて所有権移転日は本日。対価の支払い期限、令和6年3月27日。売買価格については、16,650,000円。妥当価格は田で450,000円、畑で210,000円となっております。こちらも農地保有合理化事業に係る公社売渡の案件となっております。前所有者○○さんとなっております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりでございます。公社からの買取り案件でございます。妥当価格ですが、中央地区低台のマックスであります450,000円となっております。場所ですが、○○号道路堤防沿い高規格道路に挟まれたところになります。価格は妥当だと思っています。○○さんにおかれましては、地域の担い手としてしっかりと営農されています。何ら問題ないかと思えます。慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	はい。担当委員からの説明終わりましたが、この件に関しまして皆さんから何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして38番ですが、会議規則15条の規定により○○の退席を求めます。
会長	(○○退席) それでは事務局お願いいたします。
武田主事	38番。所有権移転を受ける者○○さん。所有権移転をする者○○さん。所在○○。地番○○-○○。現況地目「畑」ほか1筆。総面積が4,120㎡。売買となっていて、所有権移転日は本日。対価の支払い期限、8月31日まで。売買価格は1,500,000円。妥当価格は田で400,000円、畑で200,000円となっております。以上です。
会長	担当、私です。
会長	皆さんお手持ちの地番図12ページですね。ここは国営の終わった地区であります。○○-○○とありますが畑ですが、国営により今現在は水田となっております。○○-○○の下の少し出

	<p>ているところは、畑として現況が残っている形となります。今回案件の売買については、皆さんご存じのとおり国営が入った農地の売買は、従前の状態で価格を設定とうことで田で400,000円。畑で半分の200,000円ということでお話しをさせていただきました。〇〇さんにおかれましても、今回農業委員会に入らせていただきましてお父さんも健在で、健全経営をされております。何ら問題ないかと思えますけれども慎重審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>はい。担当委員からの説明終わりましたが、この件に関しまして皆さんから何かありませんか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>無ければ決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして39番ですが、会議規則15条の規定により〇〇の退席を求めます。</p>
会長	<p>(〇〇退席) それでは事務局、説明お願いいたします。</p>
武田主事	<p>39番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積が3,428㎡。売買となっております。所有権移転日本日。対価の支払い期限は8月31日まで。売買価格は、488,000円。反当価格は田で200,000円となっております。以上です。</p>
会長	<p>担当、蒔田委員。</p>
蒔田委員	<p>はい。ただいま事務局よりお話しあったとおりでございます。今年の国営農地緊急再編事業により4月末に工事が終わりました引き渡しになった土地でございます。一時利用指定農地として伴野さんが受けておられましたが、〇〇さんの今後を考えまして土地の整理をしたいということで売買の話が進みました。過去に隣地での取引き200,000円ということもありまして、この地区相場でもあります200,000円で話しを進めさせていただきました。特段、問題ないかと思えますが慎重審議よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>はい。担当委員からの説明終わりましたが、この件に関しまして皆さんから何かありませんか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>それでは決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして番号40。</p>
武田主事	<p>40番。所有権移転を受ける者〇〇さん。所有権移転をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「畑」ほか6筆。総面積が39,248㎡。売買となっております。所有権移転日本日。対価の支払い期限、8月31日まで。売買価格、3,925,000円。反当価格は畑で100,000円となっております。以上です。</p>
会長	<p>担当、蒔田委員。</p>
蒔田委員	<p>いま事務局から説明あったとおりでございますが、〇〇さんが農地縮小に伴い全体の一部ですが賃貸されている〇〇さんが第1候補者となりまして売買となりました。価格は、畑の平均価格100,000円と特段問題ないかと思えます。慎重審議よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>はい。担当委員からの説明終わりましたが、この件に関しまして皆さんから何かありませんか。</p>
各委員	<p>(ありませんとの声)</p>
会長	<p>それでは決定いたします。</p>

【議案】農地の現況証明願いについて（農委処分）

会長	続きますして日程第11議案第4号、農地の現況証明願いについて事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは現況証明願いについてご説明致します。こちらは非農地の証明ということで、所有者より申請があったものに対して我々農業委員会のほうで現地確認をしまして、使えるような状況ではないと判断した場合に限り農業委員会の会長名でここは非農地ですとの証明を会長名で出せるものを審議するものとなっています。今月は1件となっております。番号5番。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「農地以外」。面積6,957㎡。判定地目、農地、採草放牧地以外。利用状況といたしましては大雨被害により辺別川から水田に水を引くことができなくなったため、6年前から不耕作となっております。所有者、申請人ともに〇〇さん。こちら7月10日に、前小足会長、前島田代理、前伴野農地部長、志比内地区担当藤田委員、事務局で現地確認を実施しました。当該農地に入るための耕作道は存在しません。辺別川を渡るほかなく、耕作不適地であると判断しました。こちらにつきまして地番図の15ページ・16ページをご覧ください。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	ただいま事務局で説明のあったとおりでございます。7月10日に現地確認をして参りました。こちら16ページの航空写真を見てもらえれば分かるんですが、当該農地の下が辺別川でございまして、この川が何年か前に大氾濫を起こしましてだいぶえぐれております。トラクターで渡るのもとてもキツイ感じで、地図の下の方に道道が走っておりましてここをずっと周り川を渡っていくと。実際、農地まわり道路ございませぬ。農地のすぐ上は山です。よくここでやっていたなど、逆に關心させられる場所でありました。今回、農地からおとすことに何ら問題ないかと思えますけれど慎重審議よろしくお願いいたします。
会長	はい。担当委員からの説明終わりましたが、この件に関しまして何か質問等ございますか。
伊藤委員	ちなみにこの農地の左右はどのような状況なのですか。この枠以外にも農地のように見える部分があるんですが。
武田主事	左右に関しても、今まで広げて作っていたようなのですが、左右については農地判定されておられません。辺別川むかえで、農地判定されていたのはこの〇〇-〇〇だけです。
会長	伊藤委員、どうでしょう。よろしいでしょうか。私もここ見に行っているんですが、よくここで作っていたなという印象とここが東神楽の管轄であるんだというところも驚いております。それでは交付いたします。

【その他】

会長	続きますして、日程第13その他について事務局より説明願います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ① 8月総会日程について ② 机上配布資料について ③ 委員報酬・費用弁償について ④ 互助会会費について ⑤ 旅行積立金について ⑥ 農業新聞について